

湖北広域だより



湖北広域行政事務センター

平成30年4月 第23号



センターでは毎年、長浜市・米原市内の小学校4年生の児童を対象にごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクールを実施しています。このコンクールは、ポスターの製作を通して、子供たちにごみのことについて考えてもらうとともに、市民の皆さんのごみの分別・減量に対する関心を深めていただくことを目的としています。

平成29年度は、合計78点のご応募をいただきました。

最優秀賞



小倉 知紗さん (神照小学校)

目次

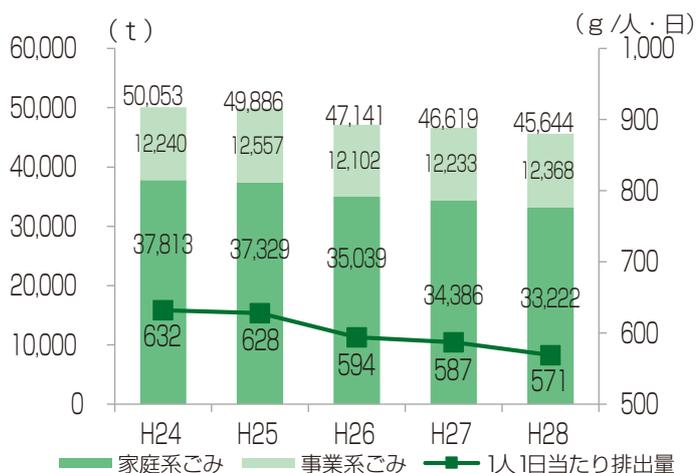
「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール最優秀賞作品」	1P
「ごみ総排出量の推移」・「平成29年度可燃ごみの組成分析結果」・「生ごみや剪定枝・雑草等を出すときのお願い」	2P
「新施設整備事業について」	3P
「人事行政の運営等の状況についてお知らせします」	4・5P
「粗大ごみ・大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)の戸別収集を行っています」	6・7P
「スプレー缶類は「資源(空き缶)の日」に出してください」・「ガラスびんの分別にご協力ください」	8P

編集 発行／滋賀県長浜市八幡中山町200番地

湖北広域行政事務センター 業務課 TEL 62-7143 FAX 65-0245 URL <http://www.kohoku-kouiki.jp>

構成自治体(平成30年3月1日現在人口) 長浜市 119,137人 米原市 39,486人 合計 158,623人

ごみ総排出量の推移



平成28年度に長浜市と米原市から出されたごみの量は、45,644トンでした。平成27年度と比べると、975トンの減少となりました。

家庭からは1日1人あたり571グラム(※)ごみが出されたこととなります。

これは、センターごみ処理基本計画の目標値である628グラムを下回っている状態です。

市民一人ひとりのご協力により、さらなるごみの減量化に努め、処理費削減につながりますようよろしくお願いします。

(※)家庭から出たごみ量の計算式

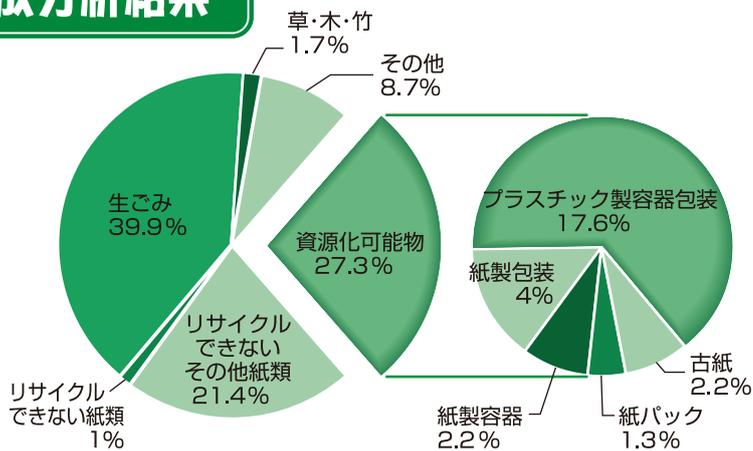
$$33,222\text{t} \div \text{人口}159,393\text{人} \div 365\text{日}$$

平成29年度可燃ごみの組成分析結果

平成30年2月に家庭から収集した可燃ごみの組成分析を実施しました。その結果をみると、プラスチック製容器包装、古紙、紙パック、紙製容器、紙製包装など資源化可能物が27.3%含まれていました。

資源ごみとして処理すれば、可燃ごみ指定袋の使用枚数を減らすことができます。

各ご家庭において環境に優しい取り組みをお願いします。



生ごみや剪定枝・雑草等を出すときのお願い

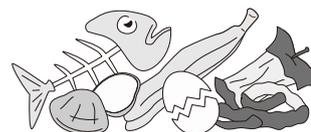
センターで収集している可燃ごみのごみ質を分析してみると、全体の約41%（平成29年度）が水分でした。特に生ごみには多くの水分が含まれています。水分が多い生ごみは、効率的なごみ収集や焼却を妨げる要因となります。ごみの減量化のため、生ごみを出す際には水切りの徹底をお願いします。

また、刈ったばかりの剪定枝や雑草等にも多くの水分が含まれています。これらを出す際には土をしっかりと払い、できるだけ乾燥させたいうで出してください。

少しでもごみの減量につながるよう皆様のご協力をお願いします。

○出す際の注意点

- ・生ごみを出す前は、「ひとしぼり」をお願いします。
 - ・雑草の土は、しっかり落としてから出してください。
 - ・雑草、剪定枝は、庭などでできるだけ乾かしてから出してください。
- 天日干しができない場合は、袋を開けたまま数日間放置するだけでも効果があります。



袋の口を縛らず数日間乾燥させることで軽くなり、ごみ出しが楽になります。

※剪定枝は、長さ50cm、太さ5cm程度に切って、袋に入れて出してください。

新施設整備事業について

【湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会】

センターでは、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した手法であるPFI手法のBTO方式」により、新斎場の整備と運営を行う準備を進めています。この事業の実施を行う民間事業者を公平かつ適正に選定するため、センター条例に基づき附属機関として「湖北広域行政事務センター新斎場整備運営事業者選定委員会」を設置しました。事業者選定委員会は学識経験者と関係行政機関の職員、計6名で構成され、約1年をかけて民間事業者の選定を行う予定です。詳細につきましては、センターホームページをご覧ください。



委嘱状交付の様子（左）若林管理者（右）武田委員
（第1回事業者選定委員会（H30年1月18日））

【新施設の整備について】

昨年、センターの設置・運営する斎場及び一般廃棄物処理施設の建設用地を公募により募集し、長浜市木尾町地先が建設予定地となりました。

センターの施設を木尾町自治会様に受け入れていただきましたことにより、新施設整備事業を円滑に進められ、長浜・米原の環境保全の向上に大きく貢献いただくこととなりました。しかしながら、このことについて、施設等に関する安全性や必要性に関する誤った認識などにより施設周辺に対して疎外感が生じることにならないかなど、地元住民の皆様はとても不安に思っておられます。センターでは、こうした状況にならないためにも最先端技術による施設整備に取り組むとともに、新施設の安全性や環境に関する情報提供に努めますので、正しいご理解をいただきますようお願いいたします。

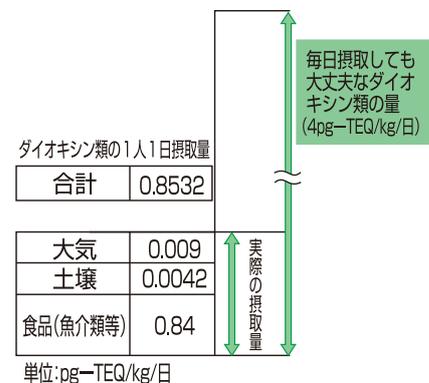
一方、クリスタルプラザ竣工以来センターでは、毎年、小学4年生の児童を対象に環境学習会を実施し、環境や施設に対する正しい知識の普及、啓発に努めています。また、施設の排ガス数値などを住民の皆様にご確認いただけるよう監視板やセンターホームページに掲示するなど、安全な施設であることの情報をご今後引き続き発信していきますので、新施設整備事業にご協力をよろしくお願いいたします。

【環境面は大丈夫？】

センター施設が周辺環境へ与える影響について、とりわけダイオキシン類について住民の方から質問をいただくことがあります。ダイオキシン類は、ものを燃やすと発生するもので、自動車の排ガスやたばこの煙等に含まれる身近な物質です。人は日常生活の中で平均して約0.85pg-TEQ/kg/日のダイオキシン類を摂取していると推定されています。この数値は、毎日摂取しても大丈夫な基準「4pg-TEQ/kg/日」よりも少なく、健康に影響を与えるものではありません。

一方、現在稼働しているごみ焼却施設であるクリスタルプラザから排出されるダイオキシン類の影響は、上記の摂取量(0.85pg-TEQ/kg/日)に対して0.003%程度です。クリスタルプラザは国の厳しい排出基準から更に低い数値を設定した中で安定した施設の維持管理を行っており、施設周辺の田畑や近くにお住まいの方への影響はございませんので、ご安心ください。

環境省『ダイオキシン類2012（関係省庁共通パンフレット）』を参考にしています。



人事行政の運営等の状況についてお知らせします

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	管内人口 (平成28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
平成28年度	159,393人	2,233,756千円	446,585千円	375,682千円	16.82%	15.44%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成29年度	43人	179,567千円	41,304千円	71,913千円	292,784千円	6,809千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれません。 2 給与費は当初予算に計上された額です。

2 職員の給与月額、初任給等の状況(平成29年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況

職 種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.5歳	324,019円	405,959円
技能労務職	52.5歳	288,215円	336,139円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		内 容		国	
		初任給	採用2年後の給料額	初任給	採用2年後の給料額
一般行政職	上 級	184,800円	196,200円	178,200円	190,100円
	初 級	150,500円	160,400円	146,100円	154,500円

3 一般行政職・技能労務職の特別職員数等の状況(平成29年4月1日現在)

職 種	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事級の職務	0人	0.0%
2 級	主事級の職務	5人	11.6%
3 級	主査級の職務	4人	9.3%
4 級	係長級の職務	5人	11.6%
5 級	課長補佐級の職務	7人	16.3%
6 級	課長級の職務	5人	11.6%
7 級	部長級の職務	2人	4.7%

(注)

- 1 湖北広域行政事務センターの給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- 3 再任用職員を除いた職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		64,154千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		1,527,471円
内 容		国の制度と異同 国の制度と異なる内容
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当		
6月期 1.225月分	0.850月分	
12月期 1.375月分	0.850月分	
計 2.600月分 1.700月分		国と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

(2) 退職手当(平成29年4月1日現在)

内 容			国の制度と異同/ 国の制度と異なる内容
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	国と同じ
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	
勤続35年	41.325月分	49.59月分	
最高限度額	49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特定措置(2%~45%加算)		

(3) 地域手当(平成29年4月1日現在)

支 給 対 象 地 域		国の制度(支給率)
支給率		3%
支給対象職員	給与と扶養手当の合計額に支給率を乗じたもの	3%
支給実績(平成28年度決算)	4,967千円	国の制度では、地域ごとに0~18%の範囲で支給率を定めています。
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	118,255円	

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	5,614千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	187,154円
支給実績(平成27年度決算)	7,252千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	241,725円

(5) 特殊勤務手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	3,676千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	91,905円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度決算)	95.2%		
手当の名称	支給対象施設	支給対象職員および業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	クリスタルプラザ・第1プラント クリーンプラント・伊香クリーンプラザ	技術管理者	月額 7,000円
		自動車運転手・環境整備員	日額 1,200円

(6) 扶養手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	6,141千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	227,427円	
内 容		国の制度と異同/国の制度と異なる内容
配偶者	10,000円	国と同じ
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目	8,000円	
その他の扶養親族1人につき	6,500円	
16歳から22歳までの子についての加算	5,000円	

(7) 住居手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	135千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	135,000円	
内 容		国の制度と異同 国の制度と異なる内容
借家(最高限度額)	27,000円	国と同じ

(8) 通勤手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	3,103千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	80,192円	
内 容		国の制度と異同 国の制度と異なる内容
交通機関利用者	55,000円以下の場合、全額を支給	国と同じ
交通用具利用者	通勤距離に応じて2,000円~31,600円 支給(2km未満は支給なし)	

(9) 管理職手当(平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	10,845千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	722,960円	
内 容		
	部長級	74,400円~83,100円
	課長級	57,200円~65,400円
	副参事級	49,300円~57,200円

5 特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	管理者	580,000円
報 酬	議 員	7,000円

6 職員数等の状況

(1) 職員数の状況(各年4月1日現在)

	職 員 数		対前年 増減数	主な増減の理由
	平成29年	平成28年		
合 計	43人	42人	1	新規職員の採用

(2) 採用の状況(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

	採用者数		
	男	女	合 計
一般行政職	1人	1人	2人

(3) 退職の状況(平成28年4月1日~平成29年3月31日)

定年	希望	死亡	懲戒免職	普通等	計
0人	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 職員の分限および懲戒処分の状況(平成28年度)

- ①分限処分者数 該当ありませんでした。
- ②懲戒処分者数 1名(交通法令違反)

7 公平委員会業務の状況(平成28年度)

勤務条件に関する措置の要件件数	—
不利益処分に関する不服申し立て件数	—

粗大ごみ・大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)の戸別収集を行っています

家庭から出る粗大ごみの収集については、エフを付けて出す年2回の集積所収集のほかに、センターが自宅先まで伺い収集する粗大ごみ戸別収集・大量ごみ戸別収集を行っております。お申し込みから収集までの流れは下記のとおりです。

予約受付：粗大ごみ受付センター（TEL 0749-65-1870）まで

粗大ごみ戸別収集

収集日 お住まいの地域の収集日は、次のページの日程表をご覧ください。

収集までの流れ

① ごみの確認

- ※出されるごみの品目と大きさ、個数も確認ください。
- ※1回に収集できるのは8点までです。
- ※収集日程を確認ください。

② 電話申し込み

粗大ごみ受付センター
電話 0749-65-1870

- 【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時
【受付期間】 収集希望日の2ヶ月前から土・日・祝日・年末年始を除く3日前まで
【確認事項】 住所、氏名、電話番号、品目、大きさ、個数、収集希望日 排出場所、その他必要事項
【排出場所】 自宅敷地道路沿等
例) 戸建住宅：玄関の外や門の脇
集合住宅：1階の指定場所等

③ 「粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券(納付券)」を購入

- 【納付券取扱所】 販売登録店
長浜市の本庁・北部振興局・各支所
米原市の各庁舎・各行政サービスセンター
湖北広域行政事務センタークリスタルプラザ
(詳しくは受付センターでご確認ください。)
- 【納付券】 300円券、600円券、900円券の3種類
※返金はできませんので、必ず電話予約した後に購入してください。

④ 排出

- 品目ごとに処理手数料納付券を貼付けて、排出日の正午までに電話確認を行った場所に出してください。
その日の午後収集します。
※申込者の立会いの必要はありません。

大量ごみ(不燃ごみ・粗大ごみ)収集

収集日 電話確認により決定します。

収集までの流れ

① ごみの確認

- ※出されるごみの種類と量を確認ください。

② 電話申し込み

粗大ごみ受付センター
電話 0749-65-1870

- 【受付時間】 平日の午前8時30分～午後5時
【受付期間】 収集希望日の2ヶ月前から土・日・祝日・年末年始を除く10日前まで
【確認事項】 住所、氏名、電話番号、粗大ごみ等の種類・量、収集希望日、排出場所、収集品目事前確認日、その他必要事項
【排出場所】 自宅敷地道路沿等
例) 戸建住宅：玄関や門の脇
集合住宅：1階の指定場所等

③ 事前確認

- 収集員が自宅まで行き、申込者(代理人も可)と収集品目・収集場所等の確認を行います。

④ 手数料納付

- 事前確認後、センター発行の納付書により手数料を納付してください。
塵芥収集車両1台1往復につき10,000円

⑤ 排出

- 排出日の収集時間までに事前確認を行った収集場所に出してください。
申込者(代理人も可)立会いのもと、事前確認で収集可能と確認した粗大ごみや不燃ごみを収集します。

平成30年度「粗大ごみ戸別収集」の収集地域と収集日程表

長浜市内、米原市内を8つの地域に分けて収集日を指定しています。
お住まいの地域の収集日を、下の表でご確認ください。

平成30年4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 ①	4 ②	5 ③	6 ④	7
8	9 ⑤	10	11 ⑥	12 ⑦	13 ⑧	14
15	16 ①	17 ②	18	19 ③	20 ④	21
22	23 ⑤	24 ⑥	25 ⑦	26	27 ⑧	28
29	30					

平成30年5月

日	月	火	水	木	金	土
		1 ①	2 ②	3	4	5
6	7 ③	8 ④	9 ⑤	10	11 ⑥	12
13	14 ⑦	15 ⑧	16	17 ①	18 ②	19
20	21 ③	22	23 ④	24 ⑤	25 ⑥	26
27	28	29 ⑦	30 ⑧	31 ①		

平成30年6月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ②	2
3	4 ③	5	6 ④	7 ⑤	8 ⑥	9
10	11 ⑦	12 ⑧	13	14 ①	15 ②	16
17	18 ③	19 ④	20 ⑤	21	22 ⑥	23
24	25 ⑦	26 ⑧	27 ①	28 ②	29	30

平成30年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 ③	3 ④	4 ⑤	5 ⑥	6	7
8	9 ⑦	10 ⑧	11 ①	12	13 ②	14
15	16	17 ③	18	19 ④	20 ⑤	21
22	23 ⑥	24	25 ⑦	26 ⑧	27 ①	28
29	30	31 ②				

平成30年8月

日	月	火	水	木	金	土
			1 ③	2 ④	3 ⑤	4
5	6 ⑥	7	8 ⑦	9 ⑧	10 ①	11
12	13 ②	14 ③	15	16 ④	17 ⑤	18
19	20 ⑥	21 ⑦	22 ⑧	23	24 ①	25
26	27 ②	28 ③	29 ④	30 ⑤	31	

平成30年9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ⑥	4 ⑦	5 ⑧	6 ①	7	8
9	10 ②	11 ③	12 ④	13	14 ⑤	15
16	17	18 ⑥	19	20 ⑦	21 ⑧	22
23	24	25	26 ①	27 ②	28 ③	29
30						

平成30年10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ④	3 ⑤	4 ⑥	5 ⑦	6
7	8	9	10 ⑧	11 ①	12 ②	13
14	15 ③	16 ④	17	18 ⑤	19 ⑥	20
21	22 ⑦	23 ⑧	24 ①	25	26 ②	27
28	29 ③	30 ④	31 ⑤			

平成30年11月

日	月	火	水	木	金	土
				1 ⑥	2	3
4	5 ⑦	6 ⑧	7 ①	8	9 ②	10
11	12 ③	13 ④	14	15 ⑤	16 ⑥	17
18	19 ⑦	20	21 ⑧	22 ①	23	24
25	26	27 ②	28 ③	29 ④	30 ⑤	

平成30年12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3 ⑥	4	5 ⑦	6 ⑧	7 ①	8
9	10 ②	11 ③	12	13 ④	14 ⑤	15
16	17 ⑥	18 ⑦	19 ⑧	20	21 ①	22
23	24	25 ②	26 ③	27	28	29
30	31					

平成31年1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 ④	8 ⑤	9 ⑥	10	11 ⑦	12
13	14	15 ⑧	16	17 ①	18 ②	19
20	21 ③	22	23 ④	24 ⑤	25 ⑥	26
27	28	29 ⑦	30 ⑧	31 ①		

平成31年2月

日	月	火	水	木	金	土
					1 ②	2
3	4 ③	5	6 ④	7 ⑤	8 ⑥	9
10	11	12 ⑦	13	14 ⑧	15 ①	16
17	18 ②	19 ③	20 ④	21	22 ⑤	23
24	25 ⑥	26 ⑦	27 ⑧	28 ①		

平成31年3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ②	5 ③	6 ④	7	8 ⑤	9
10	11 ⑥	12 ⑦	13	14 ⑧	15 ①	16
17	18 ②	19	20 ③	21	22 ④	23
24	25	26 ⑤	27 ⑥	28 ⑦	29 ⑧	30
31						

①	神前東、月見ヶ丘、神前西、御坊東、神前栄、三の宮北、三の宮中、三の宮南、神前上、北門前、米川、一の宮、高田東、高田北、高田、高田中、高田西、片、南片、宮、十軒、金屋、錦南、神戸、伊部、御堂前、グランブルー長浜、三ツ矢南、三ツ矢中東、大通寺、中三ツ矢、東三ツ矢北、東三ツ矢中、東三ツ矢南、三ツ矢新道、京、三ツ矢北、仏光寺、北三越、南三越、北日吉、中日吉、南日吉、三ツ矢新、郡上、相生、北呉服、祝、南呉服東、大手、南呉服上、南呉服元、南呉服南、殿、公園、公園新、鐘紡町緑風苑、豊公園二番館、ハートフルタウン、大島、横、西本、東本、八幡、永保、箕浦、紺屋、北船東、北船北、北船南、南船、栄船、船山、南新、上田、中田、下田、田旭、上祇園、祇園元
②	三和、地福寺、柳、平方、アウトラ長浜、平方南、平方北、四ツ塚、勝、勝北、大戌亥、下坂中、寺田、田村、高橋、下坂浜、弥高、八幡東、八幡泉、南川、南高田、東高田、大辰巳、室、永久寺、宮司東、宮司西、小堀、大東、今川、八幡中山南
③	七条東、七条中、七条西、七条新、南小足、小足新、小足北、新栄、日の出、加納、加納新、榎木、南田附東、南田附西、小堀新、コーポ小堀、春近、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草東、千草中、千草西、八条、本庄、本庄新、常喜東、常喜西、常喜新、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条、加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、加田新、ビレッジハウス加田、加田栄
④	川崎、山階、口分田、保田、今、国友東、国友西、泉、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小沢、下之郷東、下之郷中、下之郷西、森、相撲、相撲西、汐行イ、美浜、緑ヶ浜、列見、十里、神照東、神照西、北新東、北新西、北新南、北新北、北新暁、八幡中山、中山、分木、八幡中山栄、十里南新
⑤	米原市（伊吹地域、山東地域）
⑥	米原市（近江地域、米原地域）
⑦	長浜市（浅井地域・虎姫地域・湖北地域・びわ地域）
⑧	長浜市（高月地域・木之本地域・余呉地域・西浅井地域）

スプレー缶類は「資源(空き缶)の日」に出してください

スプレー缶類は、不燃ごみとして収集することができません。ごみ収集車やごみ処理施設での火災、爆発等の原因になります。スプレー缶類を出す際にはキャップを取り、中身を使い切ったうえで、缶に穴を空け、資源ごみ(空き缶)収集日に『スプレー缶類』と書かれた容器に出してください。

※穴をあけるときは、屋外など風通しがよく、火気のない場所で行ってください。

※容器本体がプラスチック製の場合は、穴をあけ不燃ごみに出してください。



※写真は平成 25 年に発生した車両火災事故です。車両の中にはヘアスプレー缶とガスカートリッジ缶が多数混入されていました。

代表的なスプレー缶類の例

- ・ カセットボンベ
- ・ 整髪、消臭、化粧、制汗、潤滑、消炎、殺虫等に使用されるスプレー缶

ガラスびんの分別にご協力ください

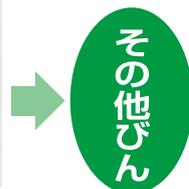


現在、ガラスびんは、無色・茶色・その他の 3 種類にお分けいただき収集していますが、**資源ごみとして収集できるものは、飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っていた飲食用のびんに限ります。**陶磁器やクリスタルガラス製品などは、素材や成分が異なりますので、混入されるとリサイクルに悪影響を及ぼすことが懸念されます。また、色違いのものについても混入された場合、出来上がる製品の品質低下につながる恐れがあります。つきましては次の例を参考にいただき、リサイクルの向上につながりますようお願いいたします。

◆間違えやすい色の見分け方(例)



すりガラスびんは、もともと無色だったびんを表面加工したもので、その他でなく、無色びんに分類します。



緑と茶の間色のびんは、茶色でなく、その他びんに分類します。茶色びんとは他の色がまざっていない明らかに茶色のびんのことです。



淡い青色のびんは、無色でなくその他びんに分類します。無色びんとは他の色が混ざっていない無色透明のびんのことです。

◆ガラスびんとして出せないもの

- ・ 茶碗や皿等の陶磁器
- ・ クリスタルガラス製のコップや花瓶等
- ・ 食器や哺乳びん等の耐熱ガラス製品
- ・ 化粧品のびん
- ・ 農薬や劇薬等が入っていたびん

※ビールびん、牛乳びん等のリターナルびんも収集できません。これらは、販売店等に返却してください。



◆出す際の注意点

- ・ キャップは、取ってください。(固定されているものは、取る必要はありません)
- ・ 中身をさっと洗ってください。
- ・ 色ごとの回収容器に分けて出してください。
- ・ びんに貼られているラベルをはがす必要はありません。
- ・ 一升びんは収集可能です。

この用紙は、再生紙を使用しています。